

評価対象種の基本的条件

汽水・淡水魚類の評価対象種の基本的条件

- ・種または亜種を評価の単位とする。分類上亜種に細分される場合は原則として亜種を評価の対象とする。ただし、種又は亜種の学名が確定しなくとも、明確に特定でき、報告されたものは評価の対象とする。
- ・海外から導入された種及び国内他地域から導入された個体群は対象から除く。ただし、導入かどうかの判断が困難な場合は対象とする。
- ・淡水河川・湖沼から汽水域に生息する魚類を対象とする。海産魚類は対象から除く。